

# 介護経営セミナー

**小濱 道博**

一般社団法人ケア・ダイバーシティ・ラボ代表理事

小濱介護経営事務所代表

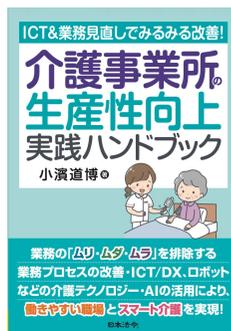
# 講師プロフィール

## 小濱道博（こはまみちひろ）

- ・ 小濱介護経営事務所 代表
  - ・ 一般社団法人ケア・ダイバーシティ・ラボ 代表理事
  - ・ C-MAS 介護事業経営研究会 最高顧問
  - ・ C-SR 一般社団法人医療介護経営研究会 専務理事
- ・ 日本全国対応で介護経営支援を手がける。介護事業経営セミナーの講師実績は、北海道から 沖縄まで全国で年間250件以上。
- ・ 全国の介護保険課、各協会、社会福祉協議会、介護労働安定センター等の主催講演会での講師実績多数。

## 主な著書

- ・ 「これならわかる<スッキリ図解>LIFE」翔泳社
- ・ 「これならわかる<スッキリ図解>BCP」翔泳社
- ・ 「これならわかる<スッキリ図解>運営指導」翔泳社
- ・ 「実地指導はこれでOK! おさえておきたい算定要件シリーズ」第一法規



## 専門分野

- ・ 介護事業経営コンサルティング
- ・ 運営指導対策支援
- ・ 生産性向上支援
- ・ 介護報酬制度分析

## 定期連載

- ・ 「日経ヘルスケア」
- ・ 「Visionと戦略」
- ・ 「介護Joint」
- ・ 「ケアマネジメントオンライン」

総合コンサルタント / BCP作成支援 / 運営指導支援 / 各種研修・講演

表1 施設・事業所数（基本票）

各年10月1日現在

	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	対前年	
			増減数	増減率(%)
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 621	8 548	73	0.9
介護老人保健施設	4 214	4 250	△ 36	△ 0.8
介護医療院	917	791	126	15.9
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 481	1 512	△ 31	△ 2.1
介護予防訪問看護ステーション	17 487	15 948	1 539	9.7
介護予防通所リハビリテーション	7 978	8 065	△ 87	△ 1.1
介護予防短期入所生活介護	11 361	11 345	16	0.1
介護予防短期入所療養介護	4 702	4 803	△ 101	△ 2.1
介護予防特定施設入居者生活介護	5 443	5 368	75	1.4
介護予防福祉用具貸与	7 612	7 702	△ 90	△ 1.2
特定介護予防福祉用具販売	7 568	7 697	△ 129	△ 1.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 117	3 239	△ 122	△ 3.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 037	5 067	△ 30	△ 0.6
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 964	13 892	72	0.5
介護予防支援事業所	7 475	5 361	2 114	39.4
居宅サービス事業所				
訪問介護	37 264	36 905	359	1.0
訪問入浴介護	1 641	1 665	△ 24	△ 1.4
訪問看護ステーション	18 042	16 423	1 619	9.9
通所介護	24 585	24 577	8	0.0
通所リハビリテーション	8 030	8 124	△ 94	△ 1.2
短期入所生活介護	11 933	11 905	28	0.2
短期入所療養介護	4 799	4 909	△ 110	△ 2.2
特定施設入居者生活介護	5 969	5 869	100	1.7
福祉用具貸与	7 736	7 830	△ 94	△ 1.2
特定福祉用具販売	7 605	7 718	△ 113	△ 1.5
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 441	1 357	84	6.2
夜間対応型訪問介護	226	221	5	2.3
地域密着型通所介護	18 921	19 156	△ 235	△ 1.2
認知症対応型通所介護	3 370	3 505	△ 135	△ 3.9
小規模多機能型居宅介護	5 478	5 523	△ 45	△ 0.8
認知症対応型共同生活介護	14 341	14 262	79	0.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	368	1	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1 074	994	80	8.0
地域密着型介護老人福祉施設	2 551	2 517	34	1.4
居宅介護支援事業所	37 258	37 784	△ 526	△ 1.4

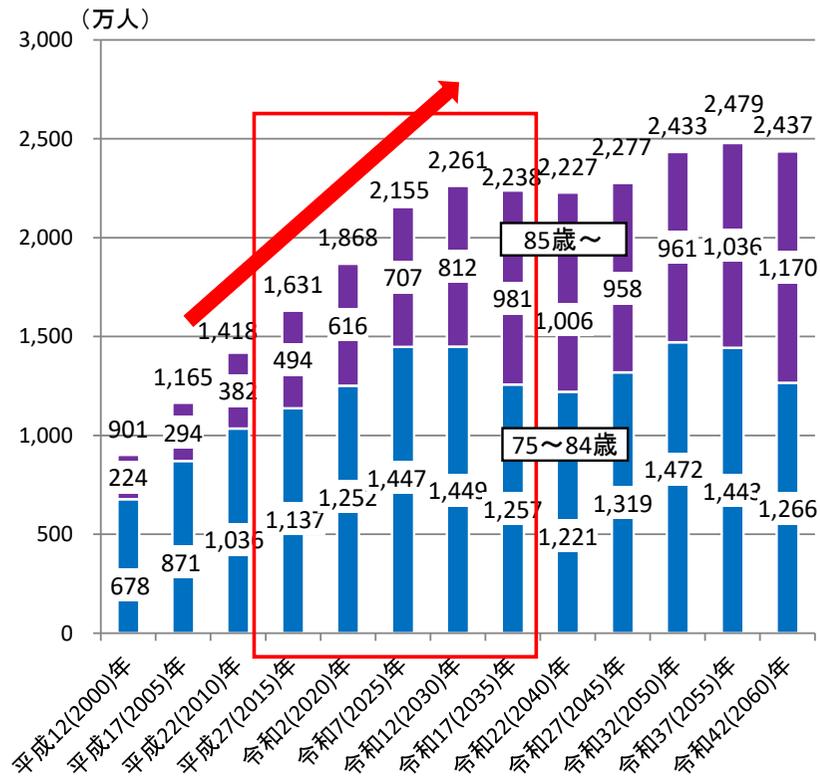
注：複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

令和5(2023)年まで「介護療養型医療施設」について調査していたが、同施設については、令和6(2024)年3月に廃止された。

## 今後の介護保険をとりまく状況②

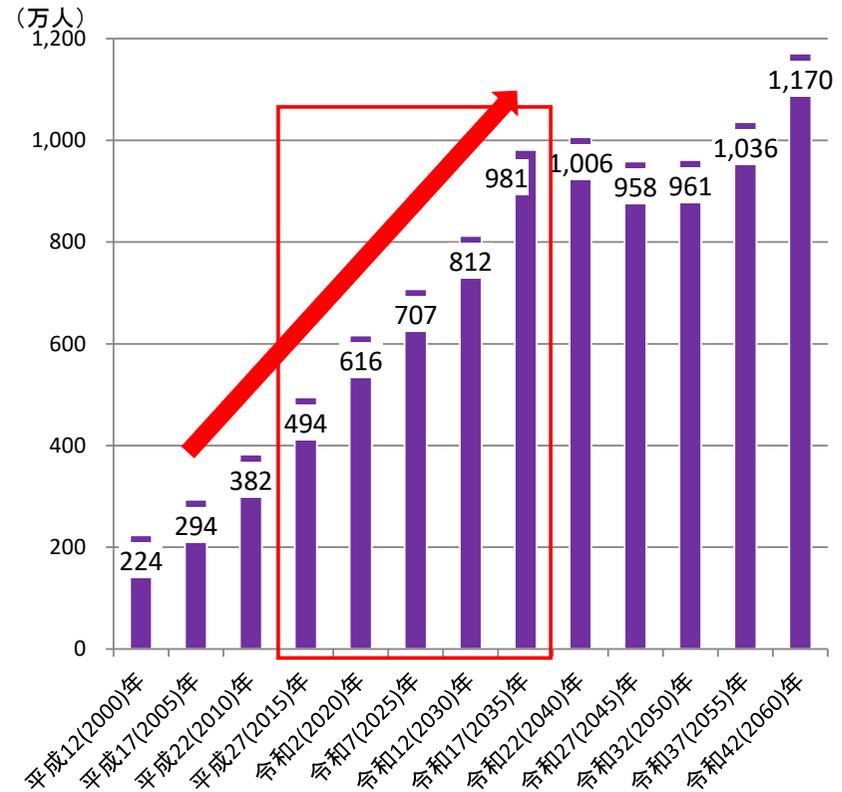
### 75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2015年から2025年までの10年間も、急速に増加。



### 85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。

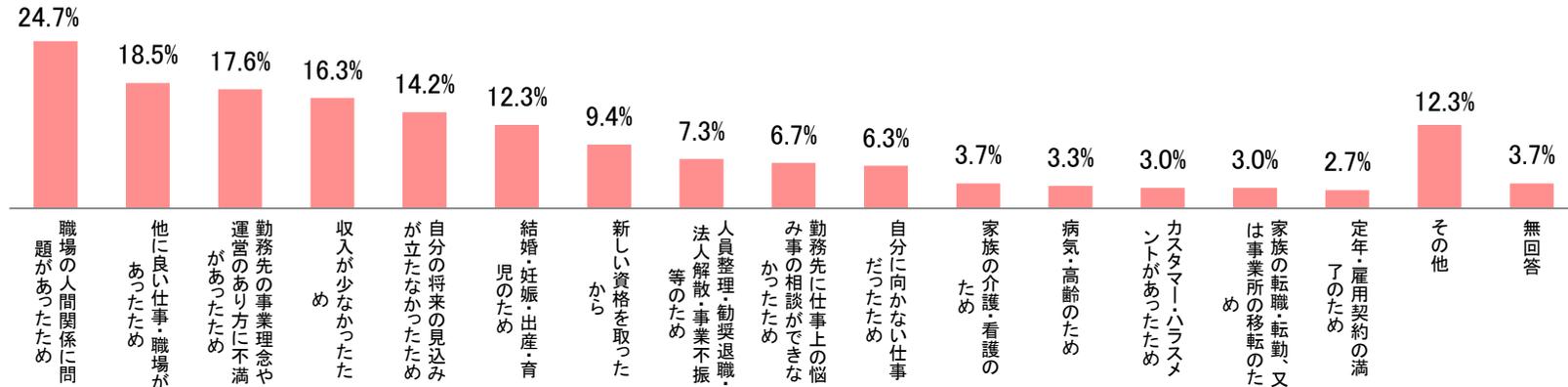


(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月推計)出生中位(死亡中位)推計  
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳人口を按分補正した人口)

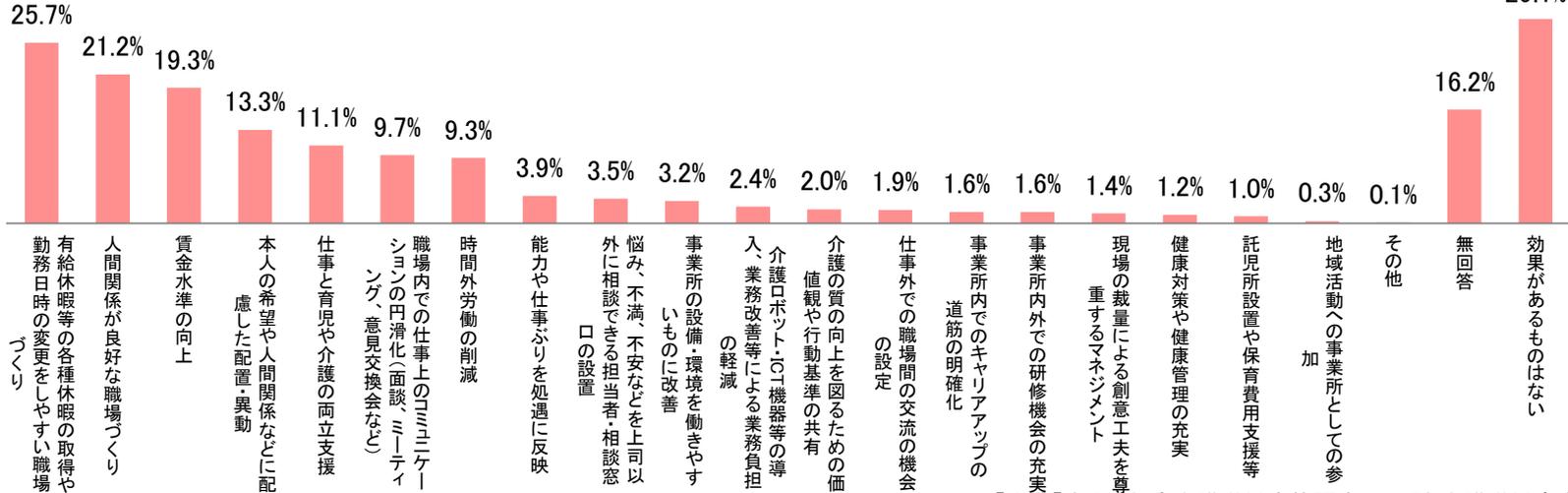
## 介護職員の離職の要因と対策

- 介護関係職種が退職をした理由としては、「職場の人間関係」が最も多く、次いで、「他に良い仕事・職場があったため」、「勤務先の事業理念や運営のあり方」、「収入が少なかったため」、「自分の将来の見込みが立たなかったため」が多い。
- 早期離職防止や定着促進に最も効果のあった方策としては、「有給休暇等の取得や勤務日時の変更をしやすい」、「人間関係が良好な職場づくり」、「賃金水準の向上」が多い。

■直前の職(介護関係の仕事)をやめた理由(複数回答) (直前職の職種について「介護関係職種」と回答した人を対象に直前職の離職の理由を調査)



■採用や職場定着・離職防止・定着促進を図るための方策(職場定着に効果があった方策)(主なものを3つ回答)



【出典】令和6年度介護労働実態調査 ((公財)介護労働安定センター) 11

## II-1 賃上げ支援の全体像（1,920億円）

⌘ 期間：R7.12～R8.5

💰 補助率：国 10/10

1人あたり最大支援額

月 **1.9** 万円相当

生産性向上・職場環境改善に取り組む事業所の場合

 ① 幅広い賃上げ

**1.0** 万円

訪問看護・ケアマネ等を含む  
介護従事者全般が対象

 ② 上乗せ支援

+ **0.5** 万円

生産性向上や協働化に  
取り組む介護職員へ

 ③ 職場環境改善

+ **0.4** 万円

人件費に充てた場合  
(相当額)

## II-2 上乗せ支援の要件（重要）



訪問・通所サービス等



施設・居住サービス等

要件

ケアプランデータ連携システム  
に加入（又は見込み）

※事務負担の軽減と情報連携の効率化

要件

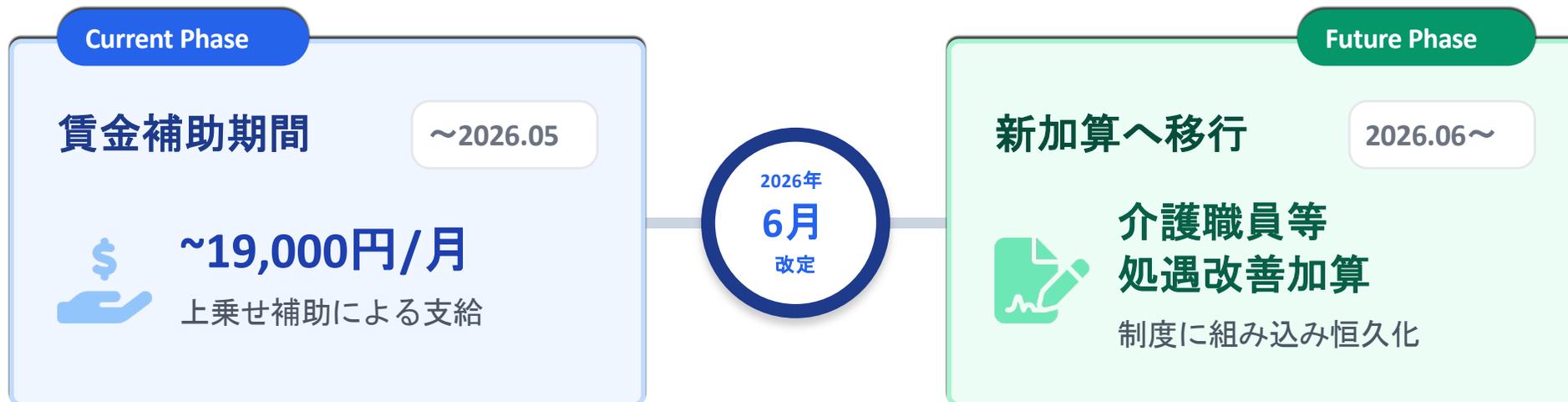
生産性向上加算 I 又は II を取  
得（又は見込み）

※テクノロジー導入と業務改善の推進



ここがポイント

単なる賃上げだけでなく、取り組み状況の可視化と現場の業務プロセス見直しが必須要件となっています。



## ⚠️ 重要な読み解き：4月改定ではなく6月改定？

賃金補助が5月まで継続されることから、処遇改善加算の見直しは6月実施となる可能性が極めて高い。（通常は4月改定だが、補助金終了タイミングと整合させるため）

 以下のいずれかに該当する事業所は、本事業の対象外となります。



## 新規開設の事業所

令和8年4月以降に新規開設された事業所



## 廃止・休止予定の事業所

計画書提出時点で、廃止・休止が明らかになっている事業所



## 特定のサービス種別

(介護予防) 居宅療養管理指導  
(介護予防) 福祉用具貸与  
特定 (介護予防) 福祉用具販売

被保険者ごとの補助額は以下の計算式で算出されます

$$\text{被保険者ごとの補助額} = \text{基準月の介護総報酬} \times \text{交付率}$$



## 基準月の介護総報酬

原則として令和7年12月の報酬総単位数（基本報酬＋各種加算減算）に地域単価を乗じたもの。



## 交付率

サービス類型および要件達成状況に応じて設定された率。（例：①のみ、①＋③、①＋②＋③など）



## 支給方法

月毎の受給ではなく

## 半年分を一括支給

申請に基づき、対象期間（原則12月から翌年5月分まで）の補助額がまとめて交付されます。



## 支給希望時期の選択（計画書）

計画書の提出時に、以下のいずれかの時期にチェック（✓）を入れます。



### ① 令和8年3月末までの支給を希望

重要 令和8年3月末までに支給を受けた場合、令和8年3月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施する必要があることを理解しています。



### ② 令和8年4月以降の支給を希望

次年度（令和8年度）に入ってから支給となります。  
資金繰りや改善計画に合わせて選択してください。

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（2）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%

注 短期利用型サービスも含む。

表 3

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

表 4 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
(介護予防) 福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導	0%

## IV-1 物価高騰・災害対策の経費補助（278億円）



訪問・通所・その他（  
移動経費・熱中症対策  
等）

訪問介護事業所

上限 20～50万円(規模別 / 集合住  
宅併設は20万円)

通所介護事業所

上限 20～40万円(規模別)

その他事業所

上限 20万円



施設・居住系（災害備  
蓄・設備対策等）

対象施設

特養、老健、介護医療院 等

補助上限額

定員1人あたり 6,000円

主な対象経費

- ・ 移動経費（燃料費等）
- ・ 備蓄物資、発電機
- ・ 熱中症対策設備
- ・ 衛生用品 等



補助率：国 3/4、都道府県 1/4

※物価高騰の影響下でも必要なサービスを継続するための緊急支援

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象事業所・施設		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（※1）		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200 /事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300 /事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400 /事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500 /事業所
5	訪問入浴介護事業所	200 /事業所	
6	訪問看護事業所	200 /事業所	
7	訪問リハビリテーション事業所	200 /事業所	
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200 /事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300 /事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400 /事業所
11	通所リハビリテーション事業所	200 /事業所	
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200 /事業所	
13	福祉用具貸与事業所	200 /事業所	
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200 /事業所	
15	夜間対応型訪問介護事業所	200 /事業所	
16	地域密着型通所介護事業所	200 /事業所	
17	認知症対応型通所介護事業所	200 /事業所	
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200 /事業所	
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200 /事業所	
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200 /事業所	
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200 /事業所	
22	居宅介護支援事業所	200 /事業所	
23	介護老人福祉施設	6 /定員	
24	介護老人保健施設	6 /定員	
25	介護医療院	6 /定員	
26	地域密着型介護老人福祉施設	6 /定員	
27	短期入所生活介護事業所	6 /定員	
28	養護老人ホーム	6 /定員	
29	軽費老人ホーム	6 /定員	
対象経費の例（※2）		<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所サービス事業所】</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ポットカバー、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p>	<p>【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所サービス事業所】</p> <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>
助成額		<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成することができる。</p> <p>・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p>	

別添2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）	
事業所・施設等の種別（※1）	助成対象事業所・施設 介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等
1 介護老人福祉施設	18 /定員
2 介護老人保健施設	18 /定員
3 介護医療院	18 /定員
4 地域密着型介護老人福祉施設	18 /定員
5 短期入所生活介護	18 /定員
6 養護老人ホーム	18 /定員
7 軽費老人ホーム	18 /定員
対象経費	食材料費等
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>1施設当たり1回まで助成することができる。</li> </ul>

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

別添3 介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）

基準額（単位：千円、1都道府県当たり）	
	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援実施事業
	厚生労働大臣が必要と認める額
対象経費	別紙1の3（1）及び（2）並びに別紙2の3の事業実施を行うために要する経費 *他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。
助成額	算定方法は以下のとおりとする。 ・基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

# 対象（食料品費支援：入所施設）

入所施設等における食事提供の質を確保するための支援



## 特別養護老人ホーム等

- ・ 介護老人福祉施設（特養）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設



## 老健・介護医療院

- ・ 介護老人保健施設（老健）
- ・ 介護医療院



## 短期入所生活介護

- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ） ※生活介護のみ対象



## 養護・軽費老人ホーム

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス等）

# 除外対象（本事業の対象外）

⚠ 申請時の重要確認事項

以下のサービス・経費は対象外となります

×

## 各介護予防サービス

（予防訪問介護、予防通所介護、予防福祉用具貸与等）

×

## 介護予防・日常生活支援総合事業

（指定サービス、介護予防ケアマネジメント）



## 重複受給の禁止 厳守

他の補助金や介護報酬ですでに措置されている経費

ⓘ 同一の対象経費について二重に補助を受けることはできません

# 補助対象経費（猛暑・雪害・移動対応）

サービス継続を支える具体的な設備・備品例



## 訪問・通所系

移動・屋外対策



### 燃料費・有料道路通行料

訪問サービス等の移動コスト支援



### スタッドレス・スパイクタイヤ

雪害地域での安全確保



### ネッククーラー・対策ウォッチ

ヘルパー等の熱中症対策装備



### 冷感・防寒ポンチョ等

雨天・悪天候時の身体保護



## 入所・居住・通所系

室内環境・設備整備



### 業務用スポットクーラー

空調故障時の代替・局所冷却



### 加湿器・換気扇・送風機

感染症対策と快適な空気環境維持



### 遮熱・遮光カーテン

室温上昇の抑制と省エネ



### 業務用温水給湯器

給湯・暖房・融雪用設備の更新



### 光熱水費・燃料費

事業継続に資する範囲での実費補助

# 補助対象経費（災害備蓄）

災害発生時のサービス継続に不可欠な備蓄・設備



## 重要物資・電源確保

ライフラインの代替手段



### 飲料水・食料品の備蓄

利用者および職員の数日分の確保



### ポータブル発電機・蓄電池

停電時の電源確保（医療機器・通信等）



### ポータブル電源

持ち運び可能な電源設備の整備



## 衛生管理・生活環境

避難生活の質と安全維持



### 衛生用品・医療用品

マスク、消毒液、手袋等の感染対策品



### 簡易トイレ・清潔保持用具

断水時の排泄ケア、ドライシャンプー等



### 簡易浄水器

生活用水の確保手段として



### その他 都道府県が認めるもの

地域の災害特性に応じた必要な備え

# 受給要件と交付条件

## 適正な申請と交付後の遵守事項チェックリスト

### ✓ 申請時の要件



#### 指定事業所であること

助成申請時点において、介護保険法等に基づく指定または許可を受けている事業所・施設が対象となります。



#### 休業中の特例扱い 条件付可

現在休業中であっても、事業再開後にサービス継続支援を実施する場合は助成対象となり得ます。



#### 重複受給の禁止 重要

介護報酬や他の国の補助金等で既に措置されている経費については、本事業の対象外となります。

### 🔑 交付後の遵守事項



#### 目的外使用の禁止

補助金を交付決定の内容以外に使用してはなりません。内容を変更・中止する場合は事前の承認が必要です。



#### 財産処分の制限 要承認

取得価格が単価30万円（国庫50万円）以上の機械・器具等は、承認なく処分（売却・廃棄等）できません。



#### 善管注意義務

事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の目的に従って効率的に運用する義務があります。

## IV-3 施設整備・大規模修繕（22億円）



### 定員30人以上

- 国土強靱化実施中期計画に基づく取組が対象
- 基準単価：2,926万円
- 補助率：  
国1/3・自治体1/3・事業者1/3



### 定員29人以下

- 特養・老健・介護医療院等の改修工事・大規模修繕
- 基準単価：1,540万円（定額補助）
- 地域密着型サービスの維持確保



#### 主な対象工事例

耐震強化（天井等の落下防止）、老朽化対策、防災・減災設備の整備等

【〇介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

老健局高齢者支援課  
(内線3928)

施策名:イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

令和7年度補正予算案 22億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

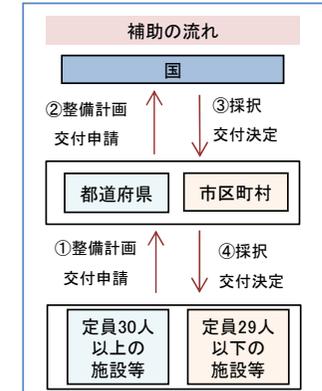
③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等	基準単価	補助率	実施主体	
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの	61,600千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	都道府県 指定都市 中核市
	・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの	29,260千円	国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス	15,400千円	定額補助	市区町村
	・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等	7,730千円		
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等	2,000千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体

※:大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。

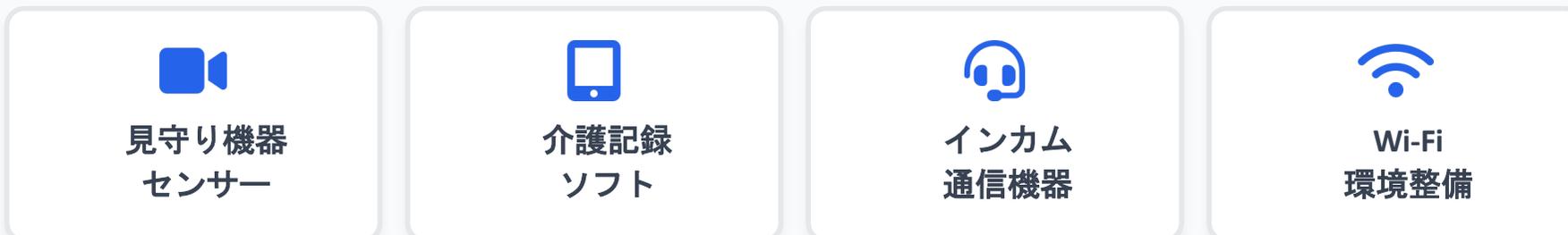


⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。

## III-1 介護テクノロジー導入・業務改善（220億円）

### 📡対象機器・システム



### 導入費用の補助率（負担割合）

手厚い支援

⚠️ 事業者はわずか1/5負担



公費負担（80%）

自己負担（20%）

### 📈期待される導入効果



# 書類管理と保存義務

補助金の適正化に向けた必須ルール



## 証拠書類の5年間保管

補助額確定日の属する年度終了後、5年間の保存義務。領収書・請求書・帳簿類は確実に整理・保管すること。



## 高額財産の適正管理

単価30万円（国庫分50万円）以上の財産は処分制限あり。耐用年数経過前の譲渡・廃棄等には知事の承認が必要。



## 監査に備えた台帳整備

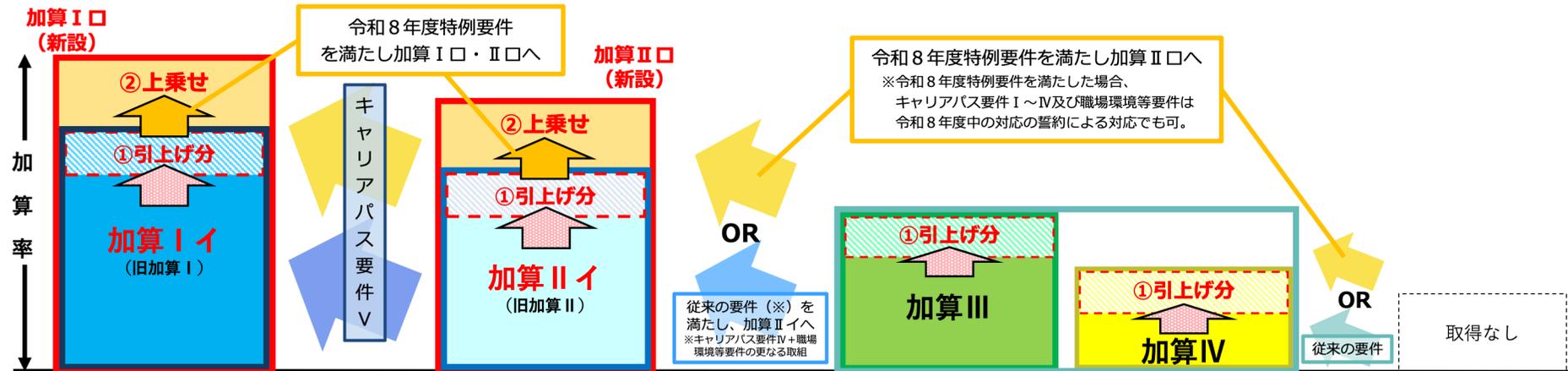
「善良な管理者の注意義務」による適正な運用。取得財産管理台帳や事業実績調書（様式第1）を整備する。

# 介護職員等処遇改善加算の拡充①

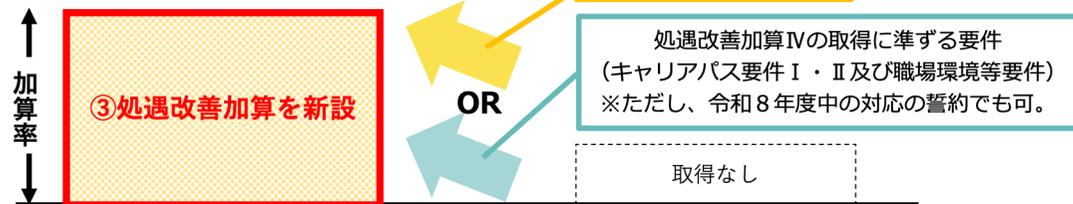
## 概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。  
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
  - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
  - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
  - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

### 現行の処遇改善加算の対象サービス



### 新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件: ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等  
→ケアプランデータ連携システムに加入(\*) + 実績報告

イ) 施設サービス等  
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(\*) + 実績報告  
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

## ≡ 生産性向上要件（訪問・通所／施設）

### 訪問・通所系サービス



ケアプランデータ連携システム  
紙・FAXによるやり取りを電子化



連携条件の緩和  
連携先は1事業所でも可  
全取引先との連携は不要



代替要件（選択肢B）  
社会福祉連携推進法人への加入  
※小規模事業所にはハードル高

### 施設・居住系サービス



生産性向上推進体制加算（I or II）  
当該加算の算定で要件クリア



具体的な取り組み  
見守り機器・インカム等の導入  
+ 業務改善PDCAの実践



代替要件（選択肢B）  
社会福祉連携推進法人への加入  
※訪問・通所系と同様

# 新規対象サービスの算定要件

## 居宅介護支援

-  **キャリアパス要件 I・II**  
職位・職責に応じた賃金体系の整備  
資質向上計画と研修機会の確保
-  **職場環境等要件**  
入職促進、資質向上、両立支援等  
から  
1つ以上の取組を実施
-  **特例措置の活用**  
年度内に規程整備する旨の  
誓約書提出で算定可能

## 訪問看護・リハ

-  **居宅と同様の要件**  
キャリアパス要件 I・II  
+ 職場環境等要件の整備が必要
-  **就業規則改定の特例**  
4月時点で未改定でもOK  
「年度内完了」の誓約で対応
-  **医療連携の要として**  
看護・リハ職の処遇改善により  
地域医療連携体制を強化

# キャリアパス要件 I : 任用要件・賃金体系の整備



## 職位・職責・職務内容ごとの任用要件を定義

キャリアパスの階層（例：初任者、リーダー、主任等）ごとに、求められる能力や資格、経験年数等の要件を明確に定めます。



## 賃金体系（基本給＋毎月手当）を整備

定めた職位や職責に応じた賃金体系を構築します。一時金のみ対応は不可であり、基本給や手当表への反映が必要です。



## 就業規則・賃金規程に明記し全介護職員へ周知

整備した内容を就業規則等の書面に明記し、全ての介護職員に周知徹底することが必須です（10人未満事業所は内規でも可）。



## 非常勤・派遣を含む対象範囲を明確化

原則として全ての介護職員が対象です。適用外とする職員がいる場合は、その合理的な理由を規程等に明記する必要があります。

2026年版 介護職員等処遇改善加算の実務

## 例2: 訪問系(簡易版)

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級ヘルパー (主任)	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・経験手当 + ●●●円 ・役職手当 + ●●●円	非常勤(時給) ・●● 円 ・経験手当 + ●●●円
中級ヘルパー	通常の介護業務 他の従業員への助言	●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・資格手当 + ●●●円	非常勤(時給) ・●● 円 ・資格手当 + ●●●円
初級ヘルパー	通常の介護業務	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・資格手当 + ●●●円	非常勤(時給) ・●● 円 ・資格手当 + ●●●円

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。  
(研修計画)

- ・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●●研修をオンラインで受講。

# キャリアパス要件Ⅱ：研修の実施・資格取得支援



## 資質向上計画の策定

職員との意見交換に基づき、具体的な資質向上の目標と計画を策定する。



## 研修実施または資格取得支援

OJT／OFF-JT等の研修機会の提供、または資格取得のためのシフト調整・費用援助を実施。



## 能力評価の実施と記録

計画に基づく能力評価を実施し、その結果を適切に記録・フィードバックする。



## 全職員への周知と見直し

計画と実施内容を全ての介護職員に周知。

(福祉・介護職員の教育研修) ←

第7条 福祉・介護サービスに従事する福祉・介護職員については、集団・個人を問わず、業務上の職業能力の開発・向上を図るため、会社は次のとおりミーティングおよび研修を実施する。 ←

- ① ケアの向上およびリスク管理をテーマとするミーティングを毎月1回実施する。 ←
- ② 定期的に研修を実施し、職員は1年に5回以上の出席をしなければならない。 ←

←

(福祉・介護職員への資格取得支援) ←

第8条 会社は、福祉・介護職員の職業能力の開発・向上のため、研修や資格取得に対する協力体制を構築し、受験日等のシフトの調整をするなどの配慮を行うものとする。また、別に定める「資格取得支援制度」により、会社が奨励する研修を職員が修了、または会社が奨励する資格および免許を職員が取得した場合に経済面で支援をするものとする。 ←

2. 会社は、介護福祉士資格取得支援のため、年1回の面談を実施し、計画的な支援を行う。 ←

←

# キャリアパス要件Ⅲ：昇給の仕組み

## ✓昇給方式（いずれか）

以下のいずれかの仕組みを導入

- ✓ **経験に応じた昇給**  
勤続年数や経験年数に応じて基本給等  
がアップする仕組み
- ✓ **資格に応じた昇給**  
介護福祉士等の資格取得や実務者研修  
修了等に連動する仕組み
- ✓ **一定基準に基づく定期判定**  
人事評価や実技試験の結果に基づき定  
期的に昇給判定する仕組み

## ≡運用ルール

適切かつ公平な運用の徹底

-  **就業規則への明記**  
昇給の時期、基準、金額の幅などを就  
業規則・賃金規程に明文化する
-  **全職員対象で公平に運用**  
正規・非正規を問わず、要件を満たす  
すべての介護職員に適用する
-  **記録の保存**  
昇給の判定結果や根拠となる記録を整  
備し、5年間保存する

別表1			
職位	職責及び職務内容	任用要件	基本給
上級職	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の職員への指導育成</li> <li>デイサービス業務の改善推進</li> </ul>	介護福祉士の資格を有する 介護の高度な知識・経験を有する	基本給220,000円以上
中級職	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的高度な介護業務を実施</li> <li>後輩への助言、拡散的任務の5S推進</li> </ul>	介護福祉士の資格を有する	基本給230,000円以上
初級職	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の介護業務を担当</li> <li>必要な技術を作業を通じて習得</li> </ul>	初任者研修修了	基本給240,000円以上
※短時間正社員については、正社員との所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて支給する。			
別表2			
資格	資格手当		
管理職	月額10,000円以上		
部長職	月額10,000円以上		
別表3			
資格	資格手当		
介護福祉士	月額500円以上		
社会福祉士	月額500円以上		
介護支援専門員	月額500円以上		
介護職員	月額500円以上		
理学療法士	月額500円以上		

別表 1	
資格	資格手当
介護福祉士	日額20円以上
社会福祉士	日額20円以上
介護支援専門員	日額20円以上
介護職員	日額20円以上
理学療法士	日額20円以上

# キャリアパス要件Ⅳ：経験・技能者の年額賃金要件

## ¥ 年額440万円以上要件

経験・技能のある介護職員のうち少なくとも1名の賃金（改善後）が年額440万円以上となる仕組みを導入。



## 小規模事業所等の例外

加算額が少額で達成困難な場合は、合理的な説明と根拠資料を整備することで例外適用が可能。



## 対象者の選定と検証

対象者の選定基準と算定方法を文書化し、毎年度検証を行う必要があります。

。



## 証憑書類の保管

実績報告に備え、賃金台帳や計算根拠等の書類を**5年間**保管する義務があります。

2026年版 介護職員等処遇改善加算の実務

# キャリアパス要件Ⅴ：介護福祉士等の配置要件

## 要件

配置基準と届出

-  サービス類型ごとに定める介護福祉士等の一定割合を配置
-  対象加算の届出（サービス提供体制強化、特定事業所、入居継続支援、日常生活継続支援等）

## 確認方法

エビデンスの整備

-  職員台帳・資格証・勤務表で充足割合を確認
-  該当加算の届出控えを保管

**重要**

この要件は「新加算Ⅰ（最上位区分）」を算定する場合にのみ必須となります。

# 月額賃金改善要件①：基本給等への充当



## 新加算Ⅳの2分の1以上を充当

新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を、基本給または毎月決まって支給される手当の改善に充てることが必須です。



## 上位区分（Ⅰ～Ⅲ）算定時のルール

上位区分を算定する場合も、「新加算Ⅳ相当額」の2分の1以上を月額賃金へ充当する必要があります。



## 賞与等からの振替運用

既存の賞与等を減額し、毎月支給の給与へ振り替えることも可能です（毎月支給化と規程整備が前提）。



## 規程への明記と周知

具体的な賃金改善の方法（基本給アップか手当新設か等）を就業規則・賃金規程へ明記し、全職員に周知します。

# 月額賃金改善要件②：配分ルールと記録

## 配分原則

誰に・どのように配分するか



介護職員への配分を基本とし、特に**経験・技能のある職員**へ重点的に配分する。



事業所内の判断により、他職種（看護・事務・相談員等）への柔軟な配分も可能

。

## 配分比率と留意点

計画・運用・管理のポイント



新加算Ⅳの加算額の1/2以上は、**基本給または毎月支払われる手当**に充当する。



配分ルールは**賃金規程等に明記**し、全職員への周知と透明性確保が必須。



実績報告書を提出し、配分根拠等の書類は**5年間の保管義務**がある。

# 職場環境等要件：28項目の区分

01



入職促進・定着

02



働き方・両立支援

03



安全・健康

04



ICT・記録効率化

05



教育・研修・相談

06



表彰・コミュニケーション

実施数要件

新加算Ⅰ・Ⅱ

各区分2つ以上（生産性は3つ以上）

新加算Ⅲ・Ⅳ

各区分1つ以上（生産性は2つ以上）

特例

# 小規模事業者の特例活用法

1つの取組で生産性向上要件を効率的にクリア



## 特例の仕組み（要件⑳でOK）

法人で運営する事業所が1つのみの場合、要件⑳「情報の共有」に取り組むことで、生産性向上要件全体を満たせます。



## 具体的な取組と適用条件

朝礼・夕礼、月1回の多職種カンファレンス、ICTツール等を活用。単なる伝達ではなく「実質的な業務改善」として継続実施します。



## 証拠書類の整備（記録が必須）

「やっている」だけでは不可。申し送り記録、会議議事録、チャットログなどを日付入りで確実に保存します。



## 実務上のポイント

### 👍メリット

3つの要件を1つでクリア可能

既存の申し送りの見直しで対応可

事務負担を最小限に抑えられる

### ⚠️注意点

形骸化（ただの雑談）は不可

実地指導で「改善効果」を説明

## 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる  
 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める

4

## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

### 加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

# 📅 提出期限とデッドライン

2月下旬～



## 様式公開・準備

厚労省より新様式公開。  
情報収集と計画策定。

4月15日(水)



## 【原則】提出期限

既取得事業者は必達。  
新様式計画書+誓約書

6月15日(月)



## 【例外】提出期限

今回新設されたサービス  
(居宅・訪看等)のみの事業者

## 提出に必要な書類（予定）



📄 処遇改善計画書（新様式）

☑️ 誓約書（計画書内でチェックのみ）

💰 賃金改善計画書

⚠️ 就業規則写し不要（虚偽記載厳禁）

📅 令和9年度（2027年度）

# 介護保険制度改革 徹底解説

～ 大改正を乗り越え、  
事業継続を勝ち取る経営戦略～

講師

一般社団法人 ケア・ダイバーシティ・ラボ 代表理事

小濱介護経営事務所 代表

小濱 道博 氏



## はじめに

なぜ2027年改正は「大改正」なのか



### 介護保険法の単独改正

2024年度の診療報酬同時改定とは異なり、介護保険制度独自の課題に焦点が絞られる。



### 先送りされた論点が一気に噴出

「医療・介護連携」優先で先送りされた「負担増」等の痛みを伴う改革が実施される。



### 今から対応策を練ることが不可欠

実務オペレーション、収益構造、人材戦略の抜本的な見直しが必要となる。

#### 講師コメント



「先送りされた論点が一気に噴出する『大改正』が到来します。  
介護事業者は今から対応策を練っておくことが不可欠です。」



## 利用者負担の見直し

自己負担2割の対象拡大 — 背景と方針

現状（介護保険）

上位約 **20** %

👤 5人に1人

一定以上の所得がある高齢者が  
2割負担の対象



拡大

今後の方針

上位約 **30** %

👤 3人に1人

対象範囲を拡大し  
負担能力に応じた負担へ

改正案



**拡大の根拠：医療保険（後期高齢者医療）との整合性**

後期高齢者医療制度では、すでに窓口負担2割以上の対象者が上位約30%（3人に1人）となっています。

国の方針として、介護保険もこれに合わせた水準まで枠を広げる議論が進んでいます。

制度見直しの狙い

世代間の公平性と制度の持続可能性の確保



## 利用者負担の見直し

激変緩和措置と新たな金融資産要件



### 年収要件の引き下げ

280万円 → **230万円**程度

対象拡大



### 月額負担増の抑制

急激な負担増を防ぐため、増加額の上限を  
**最大 7,000円**に抑える方向で検討

緩和措置



### 金融資産の勘案（新設）

預貯金 **700万円以下** は、申請により  
**1割負担に据え置き**（資産状況も考慮）

要申請



### 負担割合の切替時期変更

8月切替 → **10月切替**（資産確認等の事務量増大に対応）

事務対応



# 利用者負担の見直し

施設入居者の負担増と事業者対応

## ⚠ 制度変更点（負担増）

### 補足給付 第3段階の細分化

食費・居住費の補助対象が見直され、一部の利用者で**自己負担額が増加**決定。

### 多床室の室料負担（議論中）

老健・介護医療院の多床室（4人部屋）について、**室料を全額自己負担化**する方向で調整中。

## ≡ 事業者への影響と対応



### 事前説明と個別相談

負担増となる利用者・家族へ、早めの丁寧な説明と相談窓口の設置。



### 請求業務フロー見直し

負担割合変更や補足給付区分の変更に伴う、レセプト請求確認体制の強化。



### 資産申請支援の連携

負担軽減のための金融資産申請について、MSWやケアマネと連携し支援する。

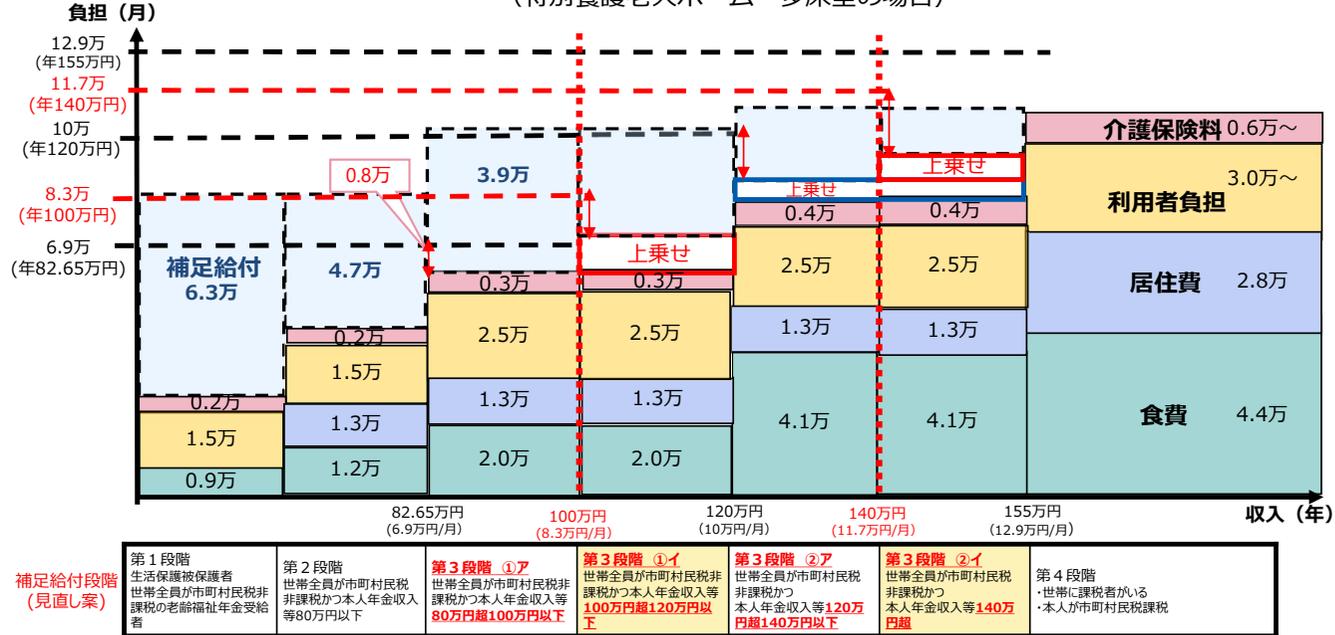
# 補足給付に関する給付の在り方

## 論点に対する考え方（検討の方向性）

- 能力に応じた負担とする観点から精緻化し、所得段階間の均衡を図る観点から、**第3段階①及び第3段階②を更に2つに分けた上で、「第3段階①イ」、「第3段階②ア」「第3段階②イ」の本人負担を上乗せ**し、各段階の負担の公平化を図ることとする。
- 見直しに当たっては、**第3段階①アから第3段階②イまでの間で想定される収入と支出の差を踏まえ、負担感が一番大きい区分の差（第3段階①アで年金収入等が82.65万円）を下回らない範囲で見直しを行うこと**としてはどうか。
- なお、**施行日**については、**第10期（令和9年度～）からの実施を基本**とした上で、**区分の細分化を伴わない見直しについては、令和8年度から実施**することとしてはどうか。

### 【食費・居住費等と年金収入等との関係性】

（特別養護老人ホーム・多床室の場合）



(参考)

- 医療保険料：R6・7全国平均の被保険者均等割額50,389円/年に、低所得者の均等割7割軽減を乗じ、1,260円/月。153万円以上からは更に所得割が加算される（153万円を超えた額の10.21%）
- 外来医療費：住民税非課税の場合、高額療養費の外来上限8,000円/月が最大。高額医療介護合算制度（※）により、上乗せされる自己負担額は年間1万円（10年で10万円程度）
- ※第2段階の合算上限額は19万円/年、介護保険の利用者負担額は18万円/年のため、差し引き1万円/年の負担（第3段階の合算上限額31万円/年、介護保険30万円/年のため同額）
- 生活費：令和4年介護サービス施設・事業所調査における理美容費、教養娯楽費、洗濯費、預かり金の管理費等の合計20,181円/月



# ケアプラン有料化

「部分的」導入の概要と影響



対象

「登録制」となる高齢者住宅の入居者

これまで無料だったケアプラン作成に対し、  
自己負担（1割）の導入が決定。



該当例

特定施設以外の有老・サ高住

- ・ 要介護3以上の入居者割合が高い施設
- ・ 医療的ケア（ターミナル等）を提供している施設



狙い

公平性の確保（イコールフィッティング）

すでにケアプラン費が包括報酬に含まれ自己負担が発生している  
「特定施設（介護付有料老人ホーム）」との負担格差を解消。



将来

将来的な拡大への布石

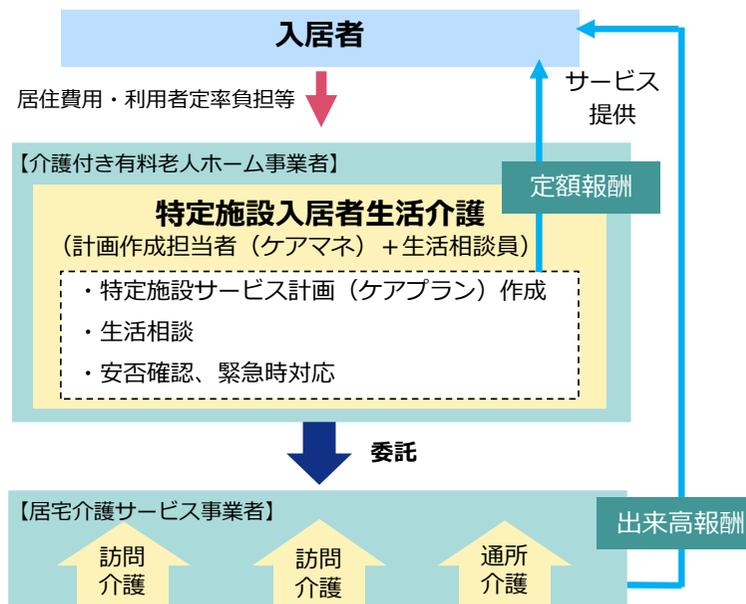
在宅を含む全利用者への有料化拡大につながる可能性が高く、  
今後の議論と動向を注視する必要があります。

## 新たな相談支援の類型のイメージ

- 有料老人ホームについては、今後、**登録制といった事前規制の導入**を検討している。こうしたホームにおける介護サービスの提供の場としての体制確保と併せて、**要介護者が集住しているという特性**に鑑み、それと密接に関わる**ケアマネジメント側の体制確保も必要**。
- このため、入居者への**ケアマネジメントの独立制の担保や相談支援の機能強化**の観点から、**居宅のケアマネジメントとは別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く。）の入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設**する。
- この場合において、新たな相談支援を担う事業者の報酬については、現行の**特定施設入居者生活介護と同様、定額報酬**(ケアプラン作成と生活相談を評価)とするとともに(今後、介護給付費分科会で議論)、利用者への給付についても、ケアプラン作成を含めて定率負担の対象としている**特定施設入居者生活介護との均衡の観点から、定率(原則1割)の利用者負担を求める**ことが考えられるのではないかと。

### 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

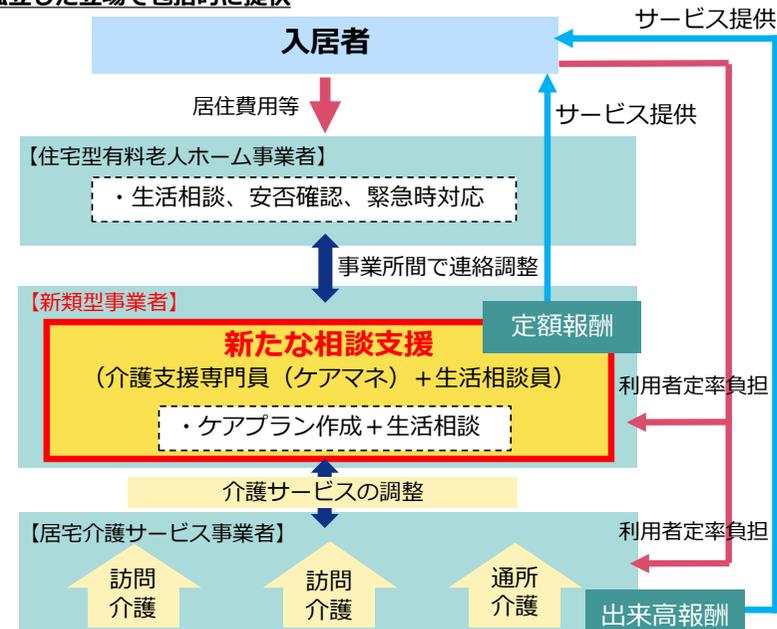
- 特定施設入居者生活介護の介護サービスについて、ホーム事業者が作成するプランを基に、委託先の居宅介護サービス事業者が提供



※介護サービスは、特定施設サービス計画に基づき、居宅介護サービス事業者が提供

### 新たな相談支援の類型のイメージ

- 登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く。）の入居者に対して、**ケアプラン作成と生活相談をホームの外部から独立した立場で包括的に提供**



※介護サービスは、ケアプランに基づき、居宅介護サービス事業者が提供（従来どおり）



# 高齢者住宅の登録制と囲い込み対策

規制強化の内容と事業者の緊急対応

## 📌 「登録制」による規制強化

### 対象となる高齢者住宅

特定施設以外の有料老人ホーム・サ高住のうち、**要介護3以上の割合が高い**、または医療的ケアを提供しているホーム。

### 行政の指導監督下へ

- ✓ 人員・設備・運営基準の適用
- ✓ 財務諸表の公表義務化
- ✓ 更新制（指定更新）の導入

## 🚫 囲い込み禁止と対応策

### 🚫 囲い込み禁止規定（新設）

以下の行為が明確に禁止されます：

- 特定のケアマネ・医師の利用強制
- 指定事業者の利用を条件とした割引

### 運営者の緊急確認事項

- 🔍 自施設が「登録制」対象か早期確認
- 📄 ケアマネ・訪問看護の契約見直し
- 📊 財務諸表の開示に向けた体制整備



## 地域間格差への対応

サービス消滅地域対策（空白自治体問題）

### ❗ 「空白自治体」の深刻化

訪問介護事業所が

「ゼロ」または「1つ」

保険料を払ってもサービスを受けられない  
事態が現実化。

### ≡ 地域3区分による制度運用

① 都市部

現行維持

② 一般地域

標準対応

重点対策

③ 中山間地域等

特例措置

### 👤 中山間地域等への特例措置（3段階プロセス）

STEP 1



人員基準の緩和

訪問介護と通所介護の  
職員相互兼務等を容認



STEP 2



サテライト出店

近隣自治体の事業所が  
サテライト拠点を出す  
場合の補助



STEP 3



自治体委託事業

最終手段

民間撤退後、市町村主体で  
社協・ボランティア活用



# ケアマネジャー更新研修の廃止

更新制から毎年の講習受講へ大転換



## 廃止 5年ごとの更新研修を廃止

長時間の集合研修による業務負担や費用負担を解消。  
これまでの「5年で更新」という仕組み自体が終了します。



## 新設 毎年オンライン講習を義務化

自宅や職場で受講可能な**オンライン形式**に変更。  
最新の制度変更や知識を「毎年」アップデートする仕組みへ。



## 厳格化 AIによる厳格な本人確認

オンライン化に伴う「なりすまし」や「ながら受講」を防止。  
受講中はAI（顔認証等）で常時監視される仕組みを導入予定。



## 処分 未受講の場合は資格停止

毎年の受講を怠った場合は、資格停止等の厳しい処分対象に。  
事業所としての受講管理体制（スケジュール管理）が必須です。



# ケアマネ受験資格の緩和と人材確保

実務経験の短縮と対象資格の拡大による門戸開放

これまでの要件  
実務経験期間

5年

国家資格取得後の  
相談援助業務等の経験



短縮

見直し後  
実務経験期間

3年

2年の期間短縮で  
若手職員の早期キャリアアップ

改正案



対象拡大

受験対象資格の拡大 (医療系国家資格など5資格を追加)

- ✓ 診療放射線技師
- ✓ 臨床検査技師
- ✓ その他の医療系国家資格



経営戦略：医療系人材の新規参入を活用せよ

医療知識を持つ人材をケアマネジャーとして採用・育成し、医療・介護連携の要に



## 訪問介護の生活援助見直し

今回は先送り – しかし2030年改正で再燃必至



### 結論：今回は「先送り」

重要認識

要介護1・2の生活援助の総合事業移行は見送られたが、  
**3年後の2030年改正で再び議論**される見通し（猶予期間）



### 影響試算（売上・人員）

Action 1

生活援助が総合事業（単価減）へ移行された場合を想定し、  
自社の**売上減少額と人員配置への影響**を今から試算する



### 事業ポートフォリオ再設計

Action 2

生活援助依存からの脱却を目指し、  
**身体介護比率の向上**や特定事業所加算取得へ舵を切る



### 代替サービスの設計

Action 3

制度外の**自費サービス（横出し）**や  
混合介護モデルの導入検討を進める



# まとめ

## 大改正を乗り越える5つの経営戦略



### 1. 財務体質の強化

利用者負担増による**利用控え**や**早期退所リスク**を見据えた財務試算の実施

シミュレーション



### 2. 施設・サービスの見直し

高齢者住宅の**登録制**・**囲い込み禁止**に対応した事業モデルの再構築

モデル再構築



### 3. 人材の確保と育成

ケアマネ受験資格緩和を活用した人材発掘、**外国人材**の計画的採用・定着支援

採用戦略



### 4. AI・ICTによる生産性向上

業務負担軽減と人員基準緩和の活用、**シャドールワーク移管後**のフロー構築

業務効率化



### 5. 地域連携と協働化

中山間地域対応・サービス空白対策に向けた**社協**・**近隣事業者との連携強化**

空白地対策